

生駒市条例第 1 3 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 3 年 6 月 2 4 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「処分しやすいように」を「市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納するものとする。ただし、指定袋によらない場合にあつては、処分しやすいように」に改める。

別表中

「

取扱区分		単位	手数料
特定家庭用機器廃棄物以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	10 キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。）	50 円

を

」

「

取扱区分			単位	手数料
特定家庭用機器廃棄物以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	燃えるごみを指定袋により排出する場合	容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	70 円
			容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	45 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	30 円
	ガラスびん、缶、ペットボトル	容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	55 円	

に

」

		ル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合	容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	35 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	25 円
		指定袋によらない場合	10 キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。）	50 円

改め、同表備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 有害ごみとは、乾電池、蛍光灯その他市長が指定するものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による手数料（指定袋により排出する場合のものに限る。）の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。